

阿久比町広告付案内板取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町の広告付案内板への広告の掲載（以下「広告の掲載」という。）に関して、阿久比町広告掲載要綱（平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告付案内板 阿久比町広告付案内板の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（令和8年7月7日施行）第2条第1項の規定により選定された者が設置する町内の公共施設案内図及び庁舎案内図並びに民間企業等の広告を掲載したものをいう。
- (2) 設置事業者 広告付案内板を設置する事業者をいう。
- (3) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、広告付案内板に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(設置場所)

第3条 広告付案内板は、町長が指定する場所に設置するものとし、設置及び撤去に伴う費用はすべて設置事業者が負担するものとする。

(広告の掲載)

第4条 広告の掲載は、広告付案内板に行うものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数及び位置は、町の承認を得て設置事業者が決定する。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、町と広告主の間には発生しない。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は5年以内とする。ただし、町長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができる。

(広告の募集等)

第8条 広告の募集は、設置事業者が行うものとする。

2 広告の応募は、設置事業者に行うものとする。

(広告物の作成等)

第9条 広告物は、設置事業者並びに広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 設置事業者は、広告に対する苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

3 広告付案内板の設置後に、広告主又は広告内容について、要綱及びこの要領の規定により広告を募集することに支障が生じた場合、設置事業者は、速やかに町長にその旨を通知し、当該広告を削除する等の必要な措置をとらなければならない。

4 設置事業者は、広告主の応募がない場合その他広告掲載ができない場合においても、自らの責任において、広告付案内板の規格等を満たしたものを設置しなければならない。

5 設置事業者及び広告主に前3項による損害が生じても、町は責任を負わないものとする。

6 掲載中の広告が破損した場合は、設置事業者並びに広告主の責任及び負担で現状を回復するものとする。

(広告の掲載取下げ)

第10条 広告主は、広告の掲載を止める場合は、設置事業者に申し出るものとする。

2 設置事業者は、前項の申出があった場合において広告の掲載を止めるときは、町の承認を得なければならない。

3 第1項の申出は、町が指定する期日までにしなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月7日から施行する。